

電波の有効利用の促進に向けた検討課題に対する意見

2012年5月24日
スカパーJSAT株式会社

はじめに

- 弊社は、人工衛星局、放送衛星局、地球局等の免許人として、20年以上に亘り、衛星通信・放送ビジネスを展開して参りました。
- 衛星システムは、耐災害性、広域性、同報性といった電波利用形態の特性に加え、運用開始前は勿論、運用を開始した後も、ITUが定める無線通信規則に基づき、外国の無線局との周波数調整を継続していくことが必要という特徴があります。
- 東日本大震災においては、その電波利用形態を活かし、官公庁、電力会社・鉄道会社・携帯電話事業者等のインフラ関連企業、報道機関等様々な方々にご活用いただき、救命・救急及び復興・復旧等、国民の安心、安全の確保において、非常に重要な役割を果たしてきたと考えております。
- また、弊社が提供するスカパー！、スカパー！e2は、それぞれ衛星一般放送及び衛星基幹放送として、370万件以上の加入者に、安定的に有料多チャンネルサービスを提供しております。
- 周波数の急速な逼迫、国民生活の利便性向上や安心・安全確保のために必要となる電波有効利用の諸課題及び具体的方策の検討に際し、意見を述べる機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。衛星通信・放送事業者の立場から、意見を述べさせていただきます。

ワイヤレスシステムの高度化・普及促進に係る施策への電波利用料の活用について

- 東日本大震災等により、無線システムの社会インフラとしての重要性・有効性が再認識されたことに鑑みると、防災や国民の安全・安心等の確保において非常に重要な役割を果たす、自営系・公共系システムの整備等に電波利用料を活用することに賛同致します。

- 特に防災や国民の安全・安心等の確保を目的として、民間事業者の採算が成り立ちにくい無線システムのインフラ整備の推進に電波利用料を活用いただくことは、公共の福祉の向上にとって大変有益であると考えます。(例えば、災害等の発生で地上ネットワークの通信が困難となった際に、自動的に衛星ネットワークに切り替わる、地上／衛星共用携帯電話システムの整備等)
- なお、防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備等においては、民間の事業展開に影響を及ぼさないよう、ご配慮いただくことを要望致します。

- 周波数再編の促進、電波の共同利用の促進並びに電波の効率的な利用や国際競争力の確保の観点から、基礎研究、実用化支援や国際標準化の一層の推進に向けた活動支援に活用することについても、賛同致します。

その他電波利用料の活用に関する課題

- 電波利用料の一層の有効利用を図るには、「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用共益費用)」、という電波法の主旨に鑑み、

- 用途を追加する際は、その用途が真に電波利用共益費用の定義に即したものであるかどうかを、厳密に精査していくことが必要と考えます。
- 既存の用途についても、支出の実績を踏まえて必要性を見直すことにより、歳出予算の効率化を図っていくことが必要であると考えます。

上記を前提とすると、電波利用料の適正化、効率化が図られ、必要な歳入を縮小させることが可能と予想されます。



- 既存の歳入を維持又は拡大して一般財源化し、用途を拡大するのではなく、適正化、効率化により縮小した分は徴収しないことが、免許人の負担軽減につながり、中長期的には利用者利益の向上につながると考えます。
- また、提言型政策仕分けの提言として、「ほぼ全ての国民が携帯を持っている以上もはや税金」とありますが、電波利用料の約27.7%にあたる約198億円(平成24年度)は、携帯電話事業者以外の免許人が負担していることも考慮すべきと考えます。

電波利用状況調査の見直しについて

- 衛星システムについては、長期間に亘って他主管庁、他事業者との周波数調整を経て周波数権益を確定しており、その特性から、利用の前提として長期的且つ安定的な周波数割当の裏づけが必須です。

➤ 周波数割当の見直しに供する調査周期は、現状の3年を維持することが妥当であると考えます。

その他電波有効利用の促進に関する課題-1

- 固定衛星業務(電気通信業務用)に割り当てられている3GHz~4GHz帯は、移動業務(電気通信業務用)での使用を可能とする周波数割当計画の変更がなされており、本周波数帯をダウンリンクとして受信する地球局は、移動業務と周波数を共用することとなっています。

<周波数割当表抜粋>

3456-3600 J118A	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星(宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用	
3600-4200 J119	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星(宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用	

- 当該周波数の共用については、『周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定版)』において、以下の通り記載されています。

<周波数再編アクションプラン(平成23年9月改訂版)抜粋>

V. 2.7~4.4GHz帯

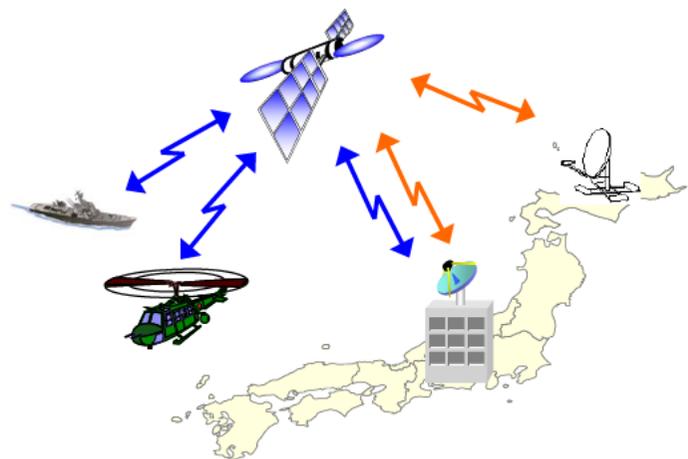
今後取り組むべき課題

- ② 世界的にIMTに特定されている3.4~3.6GHz帯については、平成27年頃から第4世代移動通信システム等の移動通信システムの実用化が可能となるよう、国際標準化の動向に配慮しつつ、他システムとの共用検討の結果を踏まえ、技術的基準の検討を進める。
- ③ 3.6~4.2GHz帯の周波数帯における第4世代移動通信システム等の移動通信システムへの割当てについて、固定衛星業務との共用に配慮しつつ、検討を進める。

主要無線メディアとして重要な役割を果たすことが期待される衛星通信サービスの安定的な提供を確保するため、周波数の共用に必要な検討を、引続き広く行っていただくことを要望致します。

その他電波有効利用の促進に関する課題-2

- 昨今、飛行するヘリコプターから直接衛星に映像等を送信するシステム等、移動中の送信が可能な衛星通信システムが実用化され、災害対応、報道等への活用が期待されていますが、これらは固定された地球局を用いて通信を行う既存の衛星通信システムと同一の衛星及び周波数帯を使用します。
- そのような状況下、固定衛星と移動衛星という異なる業務の無線システム間で相互に直接通信することにより、より高度な活用を図ることが可能となりますが、現在、電波法において異なる業務に区分される通信端末間の直接通信は、技術的に可能な場合でも、法令上の制約により困難となっている場合があります。



異なる業務無線システム間での相互直接通信は、電波有効利用の観点及び、ユーザー利便性の観点から、今後の重要な課題であると考えており、これらを可能とする法制度、技術基準の整備に対して、積極的に取り組んでいただくことを要望致します。